

平成 22 年 12 月 22 日
消 防 庁

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する 意見募集の結果

消防庁では、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、平成 22 年 10 月 20 日から平成 22 年 11 月 18 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、16 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

1 改正内容

今回の消火器の技術上の規格を定める省令等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 近年発生している老朽化消火器の破裂事故にかんがみ、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示を義務付けることとする。
- (2) 改正規格省令の施行（平成 23 年 1 月 1 日）の際、改正前の規格に基づき既に防火対象物に設置されている消火器等について、施行後 11 年間は特例として設置を認めることとする。
- (3) 改正規格省令の施行日以降に工事を開始した防火対象物について、施行後 1 年間は改正前の規格に適合する消火器の設置を可能とすることとする。
- (4) 消火器の点検基準について、蓄圧式消火器の内部及び機能点検の開始時期を製造後 3 年から 5 年に改めるとともに、製造年から 10 年を経過した消火器に対する耐圧性能点検を義務付けることとする。（省令案及び告示案の概要は別紙 1 のとおりです。）

2 意見募集の結果

省令案等について、平成 22 年 10 月 20 日から平成 22 年 11 月 18 日までの間、意見を募集したところ、16 件の御意見をいただきました。

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令等を平成 22 年 12 月 22 日に公布しました。

- (1) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 111 号）
- (2) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 111 号）の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項の技術上の基準に関する特例を定める省令（平成 22 年総務省令第 112 号）
- (3) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 111 号）の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項に規定する総務大臣が定める日を定める件（平成 22 年総務省告示第 440 号）
- (4) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（平成 22 年消防庁告示第 24 号）



（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：滝補佐、永淵事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について

平成 22 年 1 2 月
消 防 庁 予 防 課

1 消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正

【改正概要】

近年発生している消火器の破裂事故にかんがみ、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示を義務付けることとする。

【改正理由】

昨年 9 月に大阪市で発生した消火器の破裂事故等を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を進めてきたところであり、平成 22 年 7 月、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。

当該報告では、消火器の破裂事故は保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理等する際に主として発生していることから、消火器の製造から廃棄に至るまでの各段階において、対策を進めることが必要とされた。

これを受け、消火器に安全上の注意事項等について表示を義務づけるため、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）の所要の改正を行うものである。

【改正内容】

(1) 住宅用以外の消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する。（第 38 条関係）

- ・住宅用消火器でない旨
- ・加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- ・標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- ・消火器が適応する火災の絵表示（国際規格に準じたもの）等を図示

(2) 住宅用消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する。（第 44 条関係）

- ・住宅用消火器である旨
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

(3) 交換式消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する。（第 51 条関係）

- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

【施行期日】

平成 23 年 1 月 1 日

2 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 111 号）の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項の技術上の基準に関する特例を定める省令の制定

【省令概要】

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 111 号。以下「改正規格省令」という。）の施行の際、改正前の規格に基づき既に防火対象物に設置されている消火器等について、施行後 11 年間は特例として設置を認めることとする。

【制定理由】

消火器は消防用機械器具等の技術上の規格に適合しなければならないこととされているため、消火器の技術上の規格が改正された場合には、改正規格省令の施行又は適用の際、現に存する防火対象物又は新築等の工事中の防火対象物に設置されている消火器についても原則として改正後の規格に適合しなければならないこととなる。

しかし、今回の規格の改正は主として消火器の表示に関する改正であり、消火器そのものの性能に関するものではないこと、消火器メーカー等により安全上の注意事項についての広報活動を行う予定であること、また一般的に消火器は 10 年程度使用されていること等を踏まえ、改正規格省令の施行の際、既に設置されている消火器について施行日から 11 年間（3 により新築等の工事等に改正後の規格に適合する消火器を供用できる日として定める日から 10 年間）は設置を認める特例を定めるものである。

【省令内容】

改正規格省令の施行の際、現に存する防火対象物における消火器又は現に新築等の工事中の防火対象物に係る消火器で、平成 23 年 1 月 1 日前の消火器の技術上の規格に係る型式承認を受けているものについて、施行日（平成 23 年 1 月 1 日）より 11 年間は消防用設備等の基準に適合しているものとする。

【施行期日】

改正規格省令の施行の日（平成 23 年 1 月 1 日）

3 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 111 号）の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項に規定する総務大臣が定める日を定める件の制定

【告示概要】

改正規格省令の施行日以降に工事を開始した防火対象物について、施行後 1 年間は改正前の規格に適合する消火器の設置を可能とすることとする。

【制定理由】

消火器の技術上の規格が改正された場合、改正規格省令の施行日以降に、新築等の工事を開始した防火対象物に係る消防用機械器具等については、原則として改正後の規格に適合しなければならないこととなる。

しかし、改正後の規格に適合するものが市場に広く流通するまでの間は、防火対象物に設置すべき適当な消火器が必ずしも入手できる環境にはないと見込まれることから、改正規格省令の施行日から、改正後の規格に適合する消火器が広く流通し供用することができる日として総務大臣が定める日の前日までの間に新築等の工事が開始された防火対象物について、改正前の規格に適合する消火器の設置を可能とするものである。

【告示内容】

改正規格省令に適合する消火器を供用できる日として総務大臣が定める日を平成 24 年 1 月 1 日とし、改正規格省令の施行日以降、平成 23 年 12 月 31 日までに新築等の工事を開始した防火対象物に係る消火器で、平成 23 年 1 月 1 日前の消火器の技術上の規格に係る型式承認を受けているものについて、施行日（平成 23 年 1 月 1 日）より 11 年間は消防用設備等の基準に適合しているものとする。

4 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部改正

【改正概要】

近年発生している消火器の破裂事故にかんがみ、消火器の点検基準について、蓄圧式消火器の内部及び機能点検の開始時期を製造後 3 年から 5 年に改めるとともに、製造年から 10 年を経過した消火器に対する耐圧性能点検を義務付けることとする。

【改正理由】

昨年 9 月に大阪市で発生した消火器の破裂事故等を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を進めてきたところであり、平成 22 年 7 月、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。

当該報告では、消火器の破裂事故は保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理等する際に主として発生していることから、消火器の製造から廃棄に至るまでの各段階において、対策を進めることが必要とされた。

これを受け、消火器の点検について海外の例等を踏まえ内容を充実するため、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）の一部の改正を行うものである。

【改正内容】

- (1) 現在、製造年から 3 年を経過したものについて行うこととしている消火器の内部及び機能点検について、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）にあっては、製造年から 5 年を経過したものについて実施することとする。
- (2) 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち製造年から 10 年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて、耐圧性能点検を実施することとする。

【施行期日】

平成 23 年 4 月 1 日

（施行後 3 年間、耐圧性能点検については、製造後 10 年を経過し、外形の点検において腐食等がなかった消火器は、抜取り方式により実施することができることとする。）

【消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）等についての御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No.1	<p>「住宅用消火器でない旨」を表示した場合、住宅用消火器以外の消火器を住宅に設置してはいけないように受け取られるおそれがあるが、住宅用消火器以外の消火器を住宅に設置し、使用しても差し支えないのではないか。</p>	<p>破裂事故による被害発生の可能性が相対的に小さい「住宅用消火器」とそれ以外の消火器の区別を消費者にわかりやすくするため、明確な表示を義務付けることとしたものであり、住宅用消火器以外の消火器を住宅へ設置することを妨げるものではありません。</p>
No.2	<p>消火薬剤の量が多い住宅用消火器以外の蓄圧式の消火器についても「住宅用消火器でない旨」を表示しなければならないこととされているが、住宅への設置ができないものと誤解される可能性があるため、「住宅用消火器でない旨」の表示は、老朽化又は整備不良が原因で破裂事故が起こっている加圧式の消火器に限定すべきである。</p>	<p>破裂事故等は加圧式の消火器だけでなく、蓄圧式の消火器であっても発生する可能性があることから、蓄圧式の消火器も含めた規格の改正が必要であると考えます。また、「住宅用消火器」とそれ以外の蓄圧式の消火器では、操作性、構造等の違いがあることから、その区別を消費者にわかりやすく表示することを義務付けることとしていますが、今回の省令改正は、住宅用消火器以外の消火器を住宅へ設置することを妨げるものではありません。</p>
No.3	<p>設計標準使用期間の表示の大きさや表示をする位置を明確に定めるとともに、腐食した消火器が破裂する危険性を絵表示などにより、大きく表示すべきではないか。</p>	<p>消火器にはその見やすい位置に簡明な表示をしなければならないことを定めており、設計標準使用期間に関する表示を含め、消防用機器等の検定制度における型式試験において、表示が明瞭であることを確認することとしています。また、今回の改正により、使用時の安全な取扱いに関する事項を表示することについても義務付けることとしています。</p>
No.4	<p>「標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限」では、抽象的で具体的にどの</p>	<p>消防法上、設置が義務付けられている事業所等に設置される消火器は、定期点検が義務付けられているため、当該点検において異常がなく、良好な状態で維持管理されていれば、使用し続けることが可能です。そのため、期限を経過することにより消火器として使用できなくなる意である「使用期限」という</p>

	<p>ように表示したら良いか不明であり、あいまいでばらつきがある表示になる恐れがあるため、消火器として使用できなくなる「使用期限」を明確に表示すべきと考える。</p>	<p>概念を法令で定めることは適切ではないと考えます。</p>
No.5	<p>点検報告制度の対象となる防火対象物に設置された消火器は、有資格者による点検において異常がなければ何年でも設置が可能であるので、使用期間又は期限についての表示を義務付ける必要はあるのか。また、点検報告の義務付けがない住宅用消火器に表示を義務付けるべきではないのか。</p>	<p>住宅用消火器以外の消火器は、定期点検義務がない住宅に設置されることもありますので、安全上支障がなく使用することができる期間を表示することとしたものです。住宅用消火器については、使用者の安全に配慮して、従来から使用期間又は使用期限に関する事項について表示することとしています。</p>
No.6	<p>改正前の規格により適合した消火器はいつまで販売できるのか。また、消防法により設置が義務付けられている防火対象物で、既に設置されている改正前の規格に適合した消火器は、いつまで改正後の規格に適合した消火器と同等とされるのか。</p>	<p>改正前の規格に係る型式承認を受けている消火器は、平成23年12月31日まで販売し新たに設置することができます。また、平成23年12月31日までに設置された改正前の規格に適合した消火器については、平成33年12月31日まで、特例により技術上の規格に適合することとしております。</p>
No.7	<p>定期的に点検されれば事故は起きないので規格の改正は不要ではないか。</p>	<p>消火器は、消防法による点検の義務が課せられない住宅等に設置されることもあるため、消火器全てに安全上の注意事項について表示が行われるよう規格の改正を行うこととしています。</p>
No.8	<p>消火器に加圧式と蓄圧式の別を表示しても一般消費者はわからないのではないか。</p>	<p>加圧式と蓄圧式の違いについては、関係団体等のホームページにおいて、分かりやすく解説されていますので、その区別が表示されることは消費者に対し有益なものと考えます。</p>
No.9	<p>住宅用消火器は、消防法によ</p>	<p>住宅用消火器は、消火器のうち、住宅における使用</p>

	<p>り設置が義務付けられた防火対象物に設置できない旨を表示すべきではないか。</p>	<p>に限り適した構造及び性能を有するものとしていますが、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）により、消火器の設置義務がある共同住宅においても設置が可能とされています。</p>
No.10	<p>耐圧性能点検は、老朽化消火器の破裂事故等が発生した場合に想定される被害の大きさに比べてコストが大きく、当該点検の義務付けは必要ないのではないか。</p> <p>また、製造年から10年を経過した消火器又は外形点検で腐食等が認められた消火器に限り、交換することにより、耐圧性能点検は不要とするべきではないか。</p> <p>さらに、蓄圧式の消火器は、劣化しても圧力が抜け破裂事故が発生する可能性が低いと考えられることから、耐圧点検は不要とするべきではないか。</p>	<p>老朽化消火器の破裂事故等は、人的被害に結びつく可能性があることから、今回、国際規格や海外の事例において耐圧性能点検を義務付けていることを参考に専門家の間で検討された結果（「予防行政のあり方に関する検討会」報告書（平成22年7月））を踏まえて行うこととしています。</p>
No.11	<p>消火器の内部及び機能点検は、キャップを開放して点検することから、不純物が混入したり、湿気を帯びる恐れがあるため、当該点検は不要ではないか。</p> <p>また、蓄圧式の消火器は破裂する危険性が極めて低いことから、内部及び機能点検は不要ではないか。</p>	<p>消火器の内部及び機能点検は、破裂の危険性を防止するだけでなく、本体容器の内面、消火薬剤の性状や量、機器等について異常の有無を確認し、一定以上の性能を確保するために必要であると考えます。</p> <p>なお、今回の改正により、蓄圧式の消火器にあつては、内部及び機能点検の開始時期を製造後3年から5年に改めることとしています（今後、安全性や機能等に優れた消火器が開発された場合には、点検内容や期間について検討していく必要があると考えます）。</p>
No.12	<p>消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政</p>	<p>今回の改正は、使用者が消火器を適切に維持管理し、使用し及び廃棄することにより、老朽化消火器によ</p>

	<p>令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令により、改正前の規格に適合した消火器は11年間の設置の特例を認めているが、消防法によって設置が義務付けられている消火器は点検で不合格となるまで設置を認めるべきと考えられる。</p>	<p>る事故等を防止するため、消火器に安全上の注意事項等について表示を義務付けたものです。</p> <p>この趣旨から、既に設置されている改正前の規格に係る型式承認を受けている消火器でも、一定の猶予期間の後に、新規格に適合する表示がなされた消火器への更新を求めることとしています。</p>
No.13	<p>今回の改正に伴い、消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の他に、点検履歴一覧表を加えるべき。</p>	<p>点検を行った結果については、消防法施行規則第4条の2の4第2項において、防火管理維持台帳に記録するとともに、これを保存しなければならないとされており、ご指摘の一覧表の作成を義務付ける必要はないと考えます。</p>
No.14	<p>蓄圧式の消火器でも破裂事故が発生しているので、蓄圧式の消火器の内部及び機能点検の開始時期を製造後3年から5年にする理由はないのではないか。</p>	<p>経年劣化に伴う破裂事故については、常時圧力が蓄えられている蓄圧式の消火器の方が、放射操作時に本体容器が急激に加圧される加圧式の消火器と比較して、人的被害につながる危険性が低いものと考えられます。今回の改正は、こうした観点に立って、国際規格や海外の事例を参考に専門家の間で検討された結果（「予防行政のあり方に関する検討会」報告書（平成22年7月））を踏まえて行うこととしたものです。</p>
No.15	<p>錆びにくい塗装や材料を使用した消火器は点検を緩和すべきではないか。</p>	<p>現在までの技術的な知見では、錆びにくい材料によって、どれくらいの点検期間の緩和ができるかについて判断することは困難であると考えます。</p>
No.16	<p>改正前の規格により型式承認された消火器と改正後の規格により型式承認された消火器についての点検基準は同じであるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

総務省令第百十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「（表示）」に改め、同条第一項第十七号中八を子に改め、口の次に次のように加える。

八 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限

二 使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項

へ 点検に関する事項

ト 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

第三十八条第一項中第十七号を第十九号とし、第二号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 住宅用消火器でない旨

三 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別

第三十八条第四項中「円形の標識を設けなければならない」を「表示をしなければならない」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 A 火災（電気火災を除く。以下この号において同じ。）に適應する消火器にあつては「普通火災用」と、B 火災（電気火災を除く。以下同じ。）に適應する消火器にあつては「油火災用」と、電気火災に適應する消火器にあつては「電気火災用」とそれぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応する火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に掲げる絵表示の色で表示すること。

電気火災	B火災	A火災	火災の区分
			絵表示
<p>電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。</p>	<p>炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。</p>	<p>炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。</p>	絵表示の色

二 前号の絵表示の大きさは、充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムを超えるものにあつては半径

一・五センチメートル以上の大きさとする。

第三十八条第四項第三号中「黒色で」及び「白色で」を削り、同項第四号を削る。

第四十四条第一号を次のように改める。

一 水消火器、強化液消火器、泡消火器又は粉末消火器の区別

第四十四条第十三号中イからホまでを次のように改める。

イ 指示圧力計に関する事項

ロ 使用期間又は使用期限に関する事項

ハ 消火剤の再充電ができない旨

ニ 使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項

第四十四条第十三号ホの次に次のように加える。

へ 点検に関する事項

ト 天ぷら油火災に関する事項

チ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

リ その他取扱い上注意すべき事項

第四十四条中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 住宅用消火器である旨

第五十一条第六号中口を八に改め、イの次に次のように加える。

ロ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う消防用機械器具等についての試

験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、平成二十三年十二月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（表示）</p> <p>第三十八条 消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。</p> <p>一 水消火器、酸アルカリ消火器、強化液消火器、泡消火器、八 ロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器の区別</p> <p>二 住宅用消火器でない旨</p> <p>三 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別</p> <p>四 使用方法（手さげ式の消火器及び据置式の消火器にあつては、併せて図示すること。）</p> <p>五 使用温度範囲</p> <p>六 B 火災（変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の火災（以下「電気火災」という。）を除く。）又は電気火災に使用してはならない消火器にあつては、その旨</p> <p>七 A 火災又は B 火災に対する能力単位の数値</p> <p>八 放射時間</p> <p>九 放射距離</p>	<p>（表示及び標識）</p> <p>第三十八条 消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。</p> <p>一 水消火器、酸アルカリ消火器、強化液消火器、泡消火器、八 ロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器の区別</p> <p>二 使用方法（手さげ式の消火器及び据置式の消火器にあつては、併せて図示すること。）</p> <p>三 使用温度範囲</p> <p>四 B 火災（変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の火災（以下「電気火災」という。）を除く。）又は電気火災に使用してはならない消火器にあつては、その旨</p> <p>五 A 火災又は B 火災に対する能力単位の数値</p> <p>六 放射時間</p> <p>七 放射距離</p>

- 十 製造番号
- 十一 製造年
- 十二 製造者名
- 十三 型式番号（自動車用消火器を除く。）
- 十四 第十二条第一項第一号に規定する試験に用いた圧力値
- 十五 安全弁の作動圧力値
- 十六 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十七 総質量（充てんされた消火剤を容量で表わすものを除く。）
- 十八 ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十九 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
- イ・ロ（略）
- ハ 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができ標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
- ニ 使用時の安全な取扱いに関する事項
- ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ヘ 点検に関する事項
- ト 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- チ その他取扱い上注意すべき事項
- 2・3（略）
- 4 消火器には、その見やすい位置に次の各号に定めるところによ

- 八 製造番号
- 九 製造年
- 十 製造者名
- 十一 型式番号（自動車用消火器を除く。）
- 十二 第十二条第一項第一号に規定する試験に用いた圧力値
- 十三 安全弁の作動圧力値
- 十四 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十五 総質量（充てんされた消火剤を容量で表わすものを除く。）
- 十六 ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十七 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
- イ・ロ（略）
- ハ その他取扱い上注意すべき事項
- 2・3（略）
- 4 消火器には、その見やすい位置に次の各号に定めるところによ

火災の区分	絵表示	絵表示の色
A 火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。
B 火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。
電気火災		電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。

掲げる絵表示の色で表示すること。

り、表示をしなければならない。

一 A 火災（電気火災を除く。以下この号において同じ。）に適用する消火器にあつては「普通火災用」と、B 火災（電気火災を除く。以下同じ。）に適用する消火器にあつては「油火災用」と、電気火災に適用する消火器にあつては「電気火災用」とそれぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適用する火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に掲げる絵表示の色で表示すること。

り、円形の標識を設けなければならない。

一 充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムをこえるものにあつては半径一・五センチメートル以上の大きさとする。

二 前号の絵表示の大きさは、充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムを超えるものにあつては半径一・五センチメートル以上の大きさとする。

三 ノズルの切替えにより適応する火災の区分が異なることとなる消火器にあつては、B火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、油火災用」と、電気火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、電気火災用」と、それぞれ明瞭に表示すること。

(表示)

第四十四条 住宅用消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- 一 水消火器、強化液消火器、泡消火器又は粉末消火器の区別
- 二 住宅用消火器である旨
- 三 使用方法（併せて図示すること。）

二 A火災（電気火災を除く。）に適応する消火器にあつては「普通火災用」と黒色で、B火災（電気火災を除く。以下同じ。）に適応する消火器にあつては「油火災用」と黒色で、電気火災に適応する消火器にあつては「電気火災用」と白色で、それぞれ明瞭に表示すること。

三 ノズルの切替えにより適応する火災の区分が異なることとなる消火器にあつては、B火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、油火災用」と黒色で、電気火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、電気火災用」と白色で、それぞれ明瞭に表示すること。

(表示)

第四十四条 住宅用消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- 一 住宅用水消火器、住宅用強化液消火器、住宅用泡消火器又は住宅用粉末消火器の区別
- 二 使用方法（併せて図示すること。）

- 四| 使用温度範囲
- 五| 適応火災の絵表示（次のように図示すること。）
- 六| 放射時間
- 七| 放射距離
- 八| 製造番号
- 九| 製造年
- 十| 製造者名
- 十一| 型式番号
- 十二| 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十三| ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十四| 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
 - イ| 指示圧力計に関する事項
 - ロ| 使用期間又は使用期限に関する事項
 - ハ| 消火剤の再充てんができない旨
 - ニ| 使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ホ| 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ヘ| 点検に関する事項
 - ト| 天ぷら油火災に関する事項
 - チ| 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
 - リ| その他取扱い上注意すべき事項

（表示）

- 三| 使用温度範囲
- 四| 適応火災の絵表示（次のように図示すること。）
- 五| 放射時間
- 六| 放射距離
- 七| 製造番号
- 八| 製造年
- 九| 製造者名
- 十| 型式番号
- 十一| 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十二| ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十三| 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
 - イ| 使用期間又は使用期限に関する事項
 - ロ| 指示圧力計に関する事項
 - ハ| 天ぷら油火災に関する事項
 - ニ| 消火剤の再充てんができない旨
 - ホ| その他取扱い上注意すべき事項

（表示）

第五十一条 交換式消火器の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

一～五 (略)

六 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

ハ その他取扱い上注意すべき事項

(準用)

第五十二条 (略)

第五十一条 交換式消火器の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

一～五 (略)

六 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ その他取扱い上注意すべき事項

(準用)

第五十二条 (略)

総務省令第百十二号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二條第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令

次の表の上欄に掲げる消防用機械器具等又は消火設備等について、消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の総務省令で定める技術上の基準の特例及び期間は、同表の中欄及び下欄に掲げるところによるものとする。

	消防用機械器具等又は消火設備等		
消火器	平成二十三年一月一日前の消火器の技術上の規格に係る型式承認を受けているもの	平成二十三年一月一日前の消火器の技術上の規格に適合すること	十一年
		技術上の基準の特例	期間

注

- 一 型式承認とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の型式承認をいう。
- 二 技術上の規格とは、消防法第二十一条の二第二項の技術上の規格をいう。
- 三 期間は、平成二十三年一月一日から起算するものとする。

附 則

この省令は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行の日から施行する。

総務省告示第四百四十号

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二條第二項の規定に基づき、総務大臣が定める日は次のとおりとする。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

平成二十四年一月一日

附 則

この告示は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行の日から施行する。

消防庁告示第二十四号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に依じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十二日

消防庁長官 久保 信保

別表第一(4)中「消火器のうち」を「消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。）のうち、「¹」²、設置後1年」を「設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から5年」³、「⁴、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の」を「又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは」⁵、「⁶3年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）及び加圧式の粉末消火器」を「消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器」⁷と改め、同表(4)中「二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び」を削り、同表中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

別記様式第一（その二）を次のように定める。

消火器の内部等機能	本・体内容筒器等	本体容器																	
		内筒等																	
		液面表示																	
	消火剤	性状																	
		消火薬剤量																	
	加圧用ガス容器																		
	カッター・押し金具																		
	ホース																		
	開閉式ノズル・切替式ノズル																		
	指示圧力計																		
	使用済みの表示装置																		
	圧力調整器																		
	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)																		
	粉上り防止用封板																		
	パッキン																		
サイホン管・ガス導入管																			
ろ過網																			
放射能力																			
消火器の耐圧性能																			
簡易消具	外形	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	水量等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
備考																			
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名											
器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数														

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。A は粉末消火器、B は泡消火器、C は強化液消火器、D は二酸化炭素消火器、E はハロゲン化物消火器、F は水消火器をいう。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第一(5)に定める消火器のうち、製造年から十年を経過したもの（消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。）にあつては、抜取り方式により実施することができるとして、この規定を適用する。

- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)

(傍線は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別表第 1 消火器具の点検基準</p> <p>機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消火器の内部及び機能</p> <p><u>消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)のうち、製造年から 3 年(化学泡消火器にあつては設置後 1 年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から 5 年)を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったものうち、製造年から 3 年を経過した加圧式の粉末消火器及び 5 年を経過した蓄圧式の消火器にあつては、抜取り方式により点検を行うことができる。</u></p> <p>ア～セ (略)</p> <p>ソ 放射能力</p> <p><u>車載式の消火器以外</u>の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないこと。</p>	<p>別表第 1 消火器具の点検基準</p> <p>機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消火器の内部及び機能</p> <p><u>消火器のうち</u> <u>製造年から 3 年(化学泡消火器にあつては、設置後 1 年</u> <u>)を経過したもの、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の</u> <u>緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合</u> <u>において、3 年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器(二酸化炭</u> <u>素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)及び加圧式の粉末消火</u> <u>器</u> <u>に</u> <u>あつては、抜取り方式により点検を行うことができる。</u></p> <p>ア～セ (略)</p> <p>ソ 放射能力</p> <p><u>二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び車載式の消火器</u>以外 外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないこと。</p>

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

(6) 簡易消火用具

ア～イ (略)

— _____

(5) 簡易消火用具

ア～イ (略)

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)

(傍線は改正部分)

改 正 後	現 行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p style="text-align: center;">別記様式第1 消火器具(その2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火器具の内等機能</td> <td>本・体内容器等</td> <td>液面表示</td> <td>性 状</td> <td>消火薬剤量</td> <td>加圧用ガス容器</td> <td>カッター・押し金具</td> <td>ホ ー ス</td> <td>開閉式ノズル・切替式ノズル</td> <td>指 示 圧 力 計</td> <td>使用済みの表示装置</td> <td>圧 力 調 整 器</td> <td>安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)</td> <td>粉上り防止用封板</td> <td>パ ッ キ ン</td> <td>サイホン管・ガス導入管</td> <td>ろ 過 網</td> <td>放 射 能 力</td> </tr> <tr> <td colspan="17">消火器具の耐圧性能</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡火筒</td> <td colspan="2">外 形</td> <td colspan="2">水 量 等</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td colspan="17">備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">測定機器</td> <td>機 器 名</td> <td>型 式</td> <td>校正年月日</td> <td>製造者名</td> <td>機 器 名</td> <td>型 式</td> <td>校正年月日</td> <td>製造者名</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>器 種 名</td> <td>設 置 数</td> <td>点 検 数</td> <td>合 格 数</td> <td>要 修 理 数</td> <td>廃 棄 数</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 消火器具の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。</p>	消火器具の内等機能	本・体内容器等	液面表示	性 状	消火薬剤量	加圧用ガス容器	カッター・押し金具	ホ ー ス	開閉式ノズル・切替式ノズル	指 示 圧 力 計	使用済みの表示装置	圧 力 調 整 器	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)	粉上り防止用封板	パ ッ キ ン	サイホン管・ガス導入管	ろ 過 網	放 射 能 力	消火器具の耐圧性能																	簡火筒		外 形		水 量 等													備考																	測定機器	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名																		器 種 名	設 置 数	点 検 数	合 格 数	要 修 理 数	廃 棄 数																																																																																<p style="text-align: center;">別記様式第1 消火器具(その2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火器具の内等機能</td> <td>本・体内容器等</td> <td>液面表示</td> <td>性 状</td> <td>消火薬剤量</td> <td>加圧用ガス容器</td> <td>カッター・押し金具</td> <td>ホ ー ス</td> <td>開閉式ノズル・切替式ノズル</td> <td>指 示 圧 力 計</td> <td>使用済みの表示装置</td> <td>圧 力 調 整 器</td> <td>安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)</td> <td>粉上り防止用封板</td> <td>パ ッ キ ン</td> <td>サイホン管・ガス導入管</td> <td>ろ 過 網</td> <td>放 射 能 力</td> </tr> <tr> <td colspan="17">消火器具の耐圧性能</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡火筒</td> <td colspan="2">外 形</td> <td colspan="2">水 量 等</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td colspan="17">備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">測定機器</td> <td>機 器 名</td> <td>型 式</td> <td>校正年月日</td> <td>製造者名</td> <td>機 器 名</td> <td>型 式</td> <td>校正年月日</td> <td>製造者名</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>器 種 名</td> <td>設 置 数</td> <td>点 検 数</td> <td>合 格 数</td> <td>要 修 理 数</td> <td>廃 棄 数</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> <tr> <td colspan="17"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 消火器具の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。</p>	消火器具の内等機能	本・体内容器等	液面表示	性 状	消火薬剤量	加圧用ガス容器	カッター・押し金具	ホ ー ス	開閉式ノズル・切替式ノズル	指 示 圧 力 計	使用済みの表示装置	圧 力 調 整 器	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)	粉上り防止用封板	パ ッ キ ン	サイホン管・ガス導入管	ろ 過 網	放 射 能 力	消火器具の耐圧性能																	簡火筒		外 形		水 量 等													備考																	測定機器	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名																		器 種 名	設 置 数	点 検 数	合 格 数	要 修 理 数	廃 棄 数																																																																															
消火器具の内等機能		本・体内容器等	液面表示	性 状	消火薬剤量	加圧用ガス容器	カッター・押し金具	ホ ー ス	開閉式ノズル・切替式ノズル	指 示 圧 力 計	使用済みの表示装置	圧 力 調 整 器	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)	粉上り防止用封板	パ ッ キ ン	サイホン管・ガス導入管	ろ 過 網	放 射 能 力																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		消火器具の耐圧性能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		簡火筒		外 形		水 量 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		測定機器	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		器 種 名	設 置 数	点 検 数	合 格 数	要 修 理 数	廃 棄 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		消火器具の内等機能	本・体内容器等	液面表示	性 状	消火薬剤量	加圧用ガス容器	カッター・押し金具	ホ ー ス	開閉式ノズル・切替式ノズル	指 示 圧 力 計	使用済みの表示装置	圧 力 調 整 器	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)	粉上り防止用封板	パ ッ キ ン	サイホン管・ガス導入管	ろ 過 網	放 射 能 力																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			消火器具の耐圧性能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			簡火筒		外 形		水 量 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
測定機器	機 器 名		型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
器 種 名	設 置 数		点 検 数	合 格 数	要 修 理 数	廃 棄 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			